

東京大学教員の就業に関する規程

(平成16年4月1日東大規則第16号)

改正 平成17年3月28日東大規則第356号

(目的)

第1条 この規程は、東京大学教職員就業規則(平成16年規則第11号。以下「就業規則」という。)第3条ただし書の規定に基づき、教員についての人事に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次の各号に掲げる教員に適用する。

- (1) 教授、助教授、講師及び助手(以下「大学教員」という。)
- (2) 附属中等教育学校の教頭、教諭及び養護教諭(以下「附属学校教員」という。)

(選考方法)

第3条 大学教員の採用及び昇任の選考は、教授会が行う。

- 2 前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長(以下「組織の長」という。)は、当該組織の人事の方針を踏まえ、その選考に関し、教授会に対して意見を述べることができる。
- 3 附属学校教員の採用及び昇任の選考は、教育学部が行う。

(配置換及び出向)

第4条 大学教員は、東京大学教員懲戒手続規程(平成16年規則第19号。以下「懲戒手続規程」という。)の定める審査の結果によるのでなければ、その意に反して配置換又は出向を命じられることはない。ただし、組織の廃止等により現に就いている職が消滅する場合に行う配置換又は出向については、この限りでない。

(休職の期間)

第5条 大学教員が心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職の期間については、3年を限度として個々の場合について、教授会が定める。

(降任及び解雇)

第6条 大学教員は、懲戒手続規程の定める審査の結果によるのでなければ、その意に反して降任又は解雇されることはない。

(任期)

第7条 東京大学における教員の任期に関する規則に基づき、大学教員を5年を限度として期間を定めて雇用することができる。

2 前項の期間が満了した場合の更新については、東京大学における教員の任期に関する規則の定めるところによる。

(定年退職)

第 8 条 大学教員の定年は、就業規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、満 65 歳とする。
この場合、退職の日は、定年に達した日以降における最初の 3 月 31 日とする。

(懲戒)

第 9 条 大学教員は、懲戒手続規程の定める審査の結果によるのでなければ、懲戒に処せられることはない。

(勤務成績の評定)

第 10 条 大学教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、教育研究評議会の議により総長が定める基準に基づき、行うものとする。

(試用期間)

第 11 条 就業規則第 8 条第 1 項の規定に基づき、附属中等教育学校の教諭について別に定める期間は、1 年とする。

(研修の機会)

第 12 条 大学教員及び附属学校教員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 大学教員及び附属学校教員は、教育研究に支障のない限り、組織の長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 3 大学教員及び附属学校教員は、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。
- 4 大学教員のサバティカル研修については、別に定める東京大学教員のサバティカル研修に関する規程による。

(教諭の研修)

第 13 条 附属中等教育学校の教諭は、教育学部が実施する初任者研修及び十年経験者研修を受けなければならない。

- 2 前項の研修の実施に関しては、別に定める。

(大学院修学休業)

第 14 条 附属中等教育学校の教諭及び養護教諭は、許可を受けて 3 年以内の期間、大学院の課程等に在学してその課程を履修するために休業することができる。

- 2 前項の休業の期間については、給与を支給しない。
- 3 その他大学院修学休業に関し必要な事項は、別に定める。

(兼業)

第15条 大学教員は、本務遂行に支障がないと認められる場合、教育研究活動に関する兼業を行うことができる。

(助手)

第16条 助手については、教授会が、この規程に定める手続方法と異なる定めをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(定年の経過措置)

2 平成16年4月1日から平成25年3月31日までの期間における大学教員（法科大学院に所属する専任実務家教員を除く。）の定年は、第8条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

期 間	平成16年4月1日 ~ 平成19年3月31日	平成19年4月1日 ~ 平成22年3月31日	平成22年4月1日 ~ 平成25年3月31日
	満62歳	満63歳	満64歳
定年年齢	満62歳	満63歳	満64歳

(任期の経過措置)

3 第7条第1項の期間を定めて雇用する大学教員のうち、この規程の施行日の前日から在職する者で引き続き期間を定めて雇用する場合にあっては、従前の任期満了となる日（その日が施行日から5年を超える場合にあっては、5年）までの期間をもって、当該施行日に定める期間とする。

4 この規程の施行日の前日から在職する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）の大学教員のうち、東京大学において任用する外国人教員の任期に関する規則第3条の規定に基づき任期を定めて任用されている者については、同規則を東京大学における教員の任期に関する規則とみなし、前項の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。